

「ふくしまステージアップ支援住宅提供事業」 Q & A

令和6年4月15日
建築住宅課

【使用許可対象者関係】

- Q 1 入居中に結婚して単身者でなくなった場合はどうなるか。
A 1 そのまま入居可能とします。許可延長時も同様です。なお、入居中の住戸に同居する場合は、戸籍謄本を添付の上、行政財産使用許可変更申請書（様式5）により変更申請してください。また、結婚が決まった段階で事前に県建設事務所にご相談ください。
- Q 2 未婚で子どもがいるが、使用可能か。
A 2 本事業は若年等単身者の自立支援を目的としており、申請日時点において単身（1人）で利用する方のみを対象としております。
なお、子どもと同居する場合には、収入等の要件を満たせば、県営住宅の公募による入居申込が可能です。
- Q 3 入居中に60歳となった場合はどうなるか。
A 3 引き続き使用頂けます。希望する場合は延長も可能です。
- Q 4 入居中に仕事をやめた場合、又は入居中に内定取り消し（自己都を含む）となった場合はどうするか。
A 4 離職又は内定取り消し後に、速やかに要領4-（1）-①又は②の該当者として、就労サポート機関の支援を受けて就職を希望する場合は、そのまま入居可としますので、就職を希望していることの確認のため、就労サポート機関が発行する利用証明書等を提示してください。（使用期間の延長時又は県が提示を求めた時）
なお、就労サポート機関の支援を受けての就職を希望しない場合は、使用許可取り消しとなります。
また、希望する場合は延長も可能ですが、要領のとおり延長は3か月単位とし、原則1年間、必要に応じ最長2年間までの延長となります。
- Q 5-1 要領4-（1）-①又は②に該当する場合、入居時に就職又は内定していることの確認方法は。
A 5-1 様式1-1の「就労サポート機関確認欄」への各機関からの記載、又は同機関等から発行された証明書等により確認します。
- Q 5-2 要領4-（1）-③に該当する場合、入居時に『感働！ふくしま』プロジェクトにある「県内企業体験ツアー」に参加し、県内に事業所がある企業に就職又は内定していることの確認方法は。
A 5-2 申請時に提出いただく「様式1-2」に記入いただいた参加年度・地域

、就職先等により確認します。

Q 6 - 1 様式 1 - 1 の「2 支援を受けた就労サポート機関」欄の「ハローワークあっせん公共職業訓練又は求職は支援訓練」行に記載の“※不安定な就労状態にあった方に限る”とはどのような状況にあった者か。

A 6 - 1 直前の就労状況がパート・アルバイト・無職等であった方で記載の訓練を受けた方です。なお、正規雇用や自営業の方が就労期間中に訓練を受け、無職や廃業等の就労状況が不安定な期間がなく再就職した場合は対象外となります。

Q 6 - 2 様式 2 の要確認事項欄に記載の“記載内容が確認できる証明書等”とはどのようなものか。

A 6 - 2 就労サポート機関から発行される利用証明書、就職先へ発行される紹介状、職業訓練修了後に発行される修了証、就職先から発行される採用証明書、就業証明書等、または、様式 1 の「就労サポート機関確認欄」への各機関からの記載を想定しています。

なお、就労サポート等を受けたこと及び就職したことが客観的に確認できるものであれば、支障ありません。

Q 6 - 3 就職内定者とはどのような状態の者か。

A 6 - 3 内定通知等により、労働契約（始期付解約権留保付労働契約）が成立している状態の方です。企業の採用試験等の合格者であっても、労働契約が成立していない方は対象外となります。

Q 6 - 4 U I J ターンとは何を指すのか。

A 6 - 4 U ターン：県外へ転出した県内出身者が、就職等により再び県内へ戻ることです。

I ターン：県外出身者が、就職等により県内へ移住することです。

J ターン：近接県の出身者が出身県から転出し、就職等により県内へ移住することです。

Q 6 - 5 『感働！ふくしま』プロジェクトにある「県内企業体験ツアー」とはどのようなものか。

A 6 - 5 県雇用労政課が実施する県内企業を紹介し、県内の産業人材確保に繋げるための事業で、本県への転職や移住を検討している社会人や大学 1，2 年生を主な対象として、県内企業の見学・体験などを行うものです。詳細は県のホームページや当該事業のポータルサイト等をご確認ください。

Q 6 - 6 『感働！ふくしま』プロジェクトにある「県内企業体験ツアー」に参加したが、県内に事業所がある企業には就職しなかった場合は使用できるか。

A 6-6 要領4-(1)-③に該当する方とはなりません。就労サポート機関の支援を受ける等で、要領4-(1)-①又は②に該当となる場合は、本事業の利用者として使用できます。

また、「来てふくしま体験住宅提供事業」の移住検討者の要件を満たす場合は、「来てふくしま体験住宅提供事業」の利用者として使用することができます。この場合は、「来てふくしま体験住宅提供事業」へ申し込んでください。

Q 6-7 「来てふくしま体験住宅提供事業」を利用中に、対象者要件を満たせば「ふくしまステージアップ支援住宅提供事業」へ切り替えて利用することはできるか。

A 6-7 利用可能です。この場合は、「来てふくしま体験住宅提供事業」の利用は終了となりますので、新たに「ふくしまステージアップ支援住宅提供事業」へ申し込んでください。

なお、「来てふくしま体験住宅提供事業」の使用許可期間中に新たに申し込みが可能であり、使用期間の延長は「来てふくしま体験住宅提供事業」からの通算ではありませんので、要領6-(2)のとおり、新たな許可から最長で2年間延長できますが、使用許可期間が重複した許可はできません。

また、利用中の住戸は、他に申し込みがなければ、引き続き同じ住戸で申し込めます。

Q 7 以前に県営（市町村営）住宅に居住していたことがあるが使用できるか。

A 7 県営（市町村営）住宅の居住実績の有無に関わらず、要件を満たす場合は使用できます。

Q 8 過去に来てふくしま体験住宅提供事業を利用しているが、本事業に申請することは可能か。

A 8 本事業の要件を満たす場合は申請可能です。また、その場合の使用期間は実施要領6-(2)のとおりです。

Q 9 期間終了後、引き続き居住することはできるか。

A 9 居住することはできません。

Q 10 延長は複数回可能か。

A 10 可能です。様式5、7を提出してください。

Q 11 申請者を変更することは可能か。

A 11 できません。

【使用許可関係】

Q 12 事前に住戸内を見学したいと希望があった場合は見学可能か。

A 12 可能です。希望する団地がある県建設事務所にご相談ください。

Q13 3か月未満で退去できるか。

A13 転勤、結婚等のやむを得ない場合を除き、原則、3か月以上です。

Q14 やむを得ず使用期間未満で退去する場合、どのような手続きが必要か。

A14 行政財産使用許可変更申請書（様式5）を提出し、使用期間の変更を申請してください。ただし、使用料は返還できません。

Q15 緊急連絡人を変更する場合、変更申請は必要か。

A15 必要です。行政財産使用許可変更申請書（様式5）、緊急連絡人届出書（様式4）及び添付書類を提出してください。

Q16 申請は郵送やメールでも可能か。

A16 可能です。

Q17 Wi-Fi 設備とはどのようなものか。

A17 Wi-Fi 設備とは置き型のホームルーターです。（コンセントに指すだけで使用可能なもの。工事不要、プロバイダ不要のもの。）
使用方法によっては速度制限が付く場合があります。

Q18 令和7年度の募集期間はいつからいつまでか。

A18 令和7年4月1日から令和8年3月31日までですが、予算額に達した場合又は提供予定住戸数に達した場合は募集を打ち切ります。

Q19 延長は3か月単位とあるが、3か月未満となる場合は、延長できないのか。

A19 3か月単位となるため、3か月未満になる場合は延長できません。

Q20 使用料を納付すれば直ちに鍵を引き渡してもらえるのか。

A20 確認には納付後3日程度を要しますが、領収書の写しを提出していただければ鍵の引き渡しは可能です。

【費用負担関係】

Q21 使用料以外の共益費、自治会費、駐車場使用料はいくらか。

A21 使用する団地毎に異なりますが、概ね共益費1,000円/月、自治会費500円/月、駐車場使用料2,000円/月程度です。詳しくは、各建設事務所に御確認ください。

Q22 浴槽、風呂釜又は給湯器のリース費用はいくらか。

A22 団地毎に異なり、「ふくしまステージアップ支援住宅提供事業」のホームページに、概ねの金額を記載しておりますので、ご確認ください。

Q23 月の途中から使用する場合、使用期間はいつまでか。

A23 使用許可日からの計算となります。例えば5月15日から3か月の使用を開始した場合、8月14日までです（月の日数は考慮しません）。
この場合、使用期間が4か月にまたがるため、使用料は4か月分となります。

Q24 月の途中から使用開始し、使用期間を延長した場合の使用料はどうか。

A24 追加で使用する月分の使用料となります。

例)

当初使用期間 5/15～8/14：4か月分の使用料

変更使用期間（延長）8/15～11/14：3か月分の使用料

※8/15～8/31の使用料は8/1～8/14の使用料（1か月分）に含まれる。

実質9、10、11月の3か月分となります。

Q25 実施要領6（1）オの「使用期間に応じた額」とはいくらか。

A25 ・使用期間を3か月、家財等の提供有とする場合

○各月の1日から使用開始する場合：30,000円（10,000円×3か月）

○各月の1日以外から使用開始する場合：40,000円（10,000円×4か月）

※使用期間は4か月にまたがるため。

・使用期間を3か月、家財等の提供無とする場合

○各月の1日から使用開始する場合：15,000円（5,000円×3か月）

○各月の1日以外から使用開始する場合：20,000円（5,000円×4か月）

※使用期間は4か月にまたがるため。

なお、使用料は一括納付となります。

Q26 実施要領6（1）ケの「使用期間に応じた額」とはいくらか。

A26 延長の場合：30,000円（10,000円×3か月）（※家財等提供有）

15,000円（5,000円×3か月）（※家財等提供無）

なお、使用料は一括納付となります。

※令和6年8月15日修正

※令和6年12月6日修正

※令和7年7月9日修正